○国土交通省令第五十六号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第十二号表（第七十七条の六の三関係）

講習科目	条件
（略）	（略）
四　検知器具及び保護具の取扱実習	一　（略） 二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）（以下「大学等」という。）において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
（略）	（略）

第十三号表（第七十七条の六の十八関係）

講習科目	条件
（略）	（略）
四　引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	一　（略） 二　大学等において化学に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上危険物に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
（略）	（略）

改正前

第十二号表（第七十七条の六の三関係）

講習科目	条件
（略）	（略）
四　検知器具及び保護具の取扱実習	一　（略） 二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）（以下「大学等」という。）において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
（略）	（略）

第十三号表（第七十七条の六の十八関係）

講習科目	条件
（略）	（略）
四　引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	一　（略） 二　大学等において化学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上危険物に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
（略）	（略）